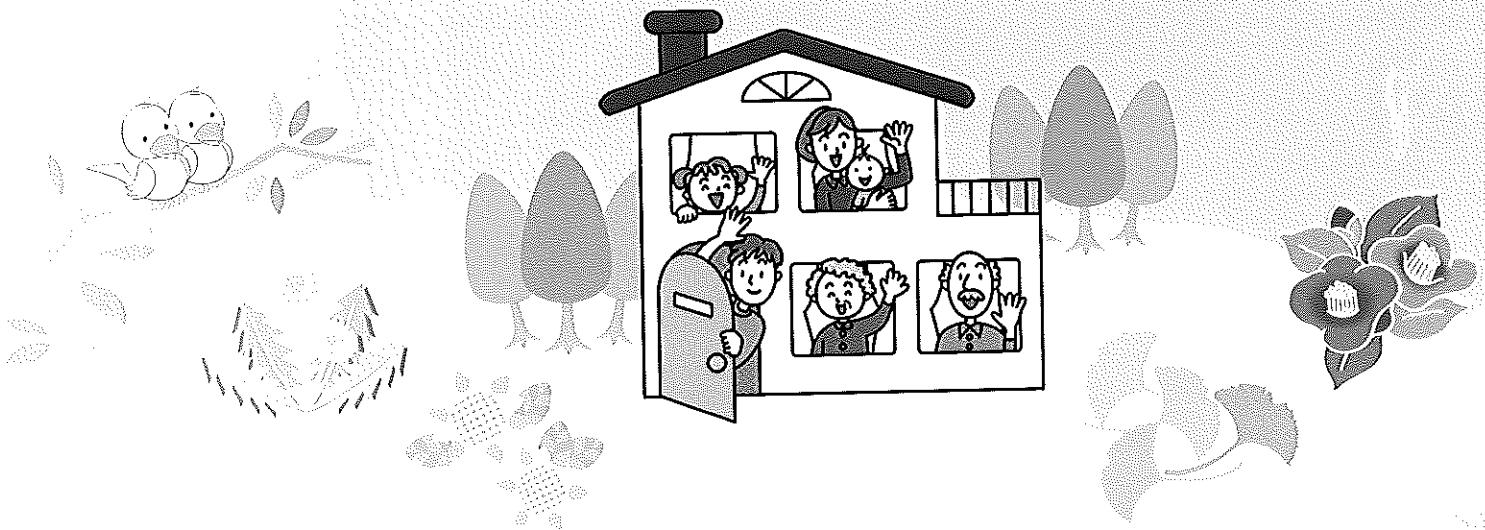


生活福祉資金貸付制度等の ご案内



社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会



生活福祉資金貸付制度等のご案内

生活福祉資金貸付制度のご案内

生活福祉資金貸付制度は、国の制度で、茨城県を通じて社会福祉法人茨城県社会福祉協議会がお住まいの市町村社会福祉協議会を窓口に実施するもので、安心してご利用いただける制度です。

資金の貸付けと相談援助により、安定した生活を送れるようにすることを目的としています。

※この資金は、
世帯単位で
貸付けしております。

ご希望に応じられるよう様々な種類の資金を用意しておりますが、それぞれご利用になれる世帯が異なります。

ご利用になれる世帯【対象世帯】は、

低所得世帯

障害者世帯

高齢者世帯

です。

世帯の詳しい内容については、別途記載させていただいております。

ご相談・申し込み先

お住まいの地区の担当民生委員又は市町村社会福祉協議会で受付けしておりますので、お気軽にお問合せください。

資金のご紹介

※ ■■■ 内は対象世帯です

生活の立て直しのための継続的な相談支援と生活費及び一時的な資金

1 総合支援資金

低所得世帯

- ① 生活支援費…生活再建までの間に必要な生活費用
- ② 住宅入居費…敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用
- ③ 一時生活再建費…生活を再建するために一時的に必要で、日常生活費で賄うことが困難である費用

一時的な資金（福祉用具等の購入、障害者用自動車購入、負傷又は疾病の療養費）

低所得世帯

障害者世帯

高齢者世帯

（日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る）

■ 福祉費…日常生活を送る上、又は自立生活福祉に役立ち、一時的に必要な費用

<資金の目的>

- ・生業を営むため
- ・技能習得費、及びその期間中の生計維持
- ・住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受け
- ・福祉用具等の購入
- ・負傷又は疾病的療養（健康保険の例による医療費の自己負担額ほか、移送経費等、療養に付随して要する経費を含む。）及びその療養期間中の生計維持
- ・介護サービス、障害者サービス等の費用
- ・災害を受けたことによる臨時経費
- ・冠婚葬祭
- ・住居の移転等、給排水設備等の設置
- ・就職、技能習得費等の支度

■ 緊急小口資金…次の理由により緊急的かつ一時に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける小額の費用
(1) 医療費又は介護費の支払等臨時の生活費
(2) 給与等の盜難又は紛失による生活費
(3) 火災等被災による生活費
(4) その他これらと同等のやむを得ない事由

2 福祉資金

高等学校、大学等の費用

低所得世帯

■ 教育支援費…学校教育法に規定する高等学校、大学又は高専などに就学するのに必要な経費

■ 就学支度費…高等学校、大学又は高専などへの入学に際し必要な経費

3 教育支援資金

お住まいの不動産を担保とした生活費

■ 不動産担保型生活資金

低所得高齢者世帯

…ご自宅での生活に必要な経費

4 不動産担保型生活資金

■ 要保護世帯向け不動産担保型生活資金

要保護高齢者世帯

…要保護世帯が生活に必要な経費

この資金をご利用になれる世帯【対象世帯】とは、次のような世帯です。

低所得世帯 とは・・・

資金の貸付けにあわせて必要な援助及び指導を受けることにより独立自活できると認められる世帯であって、独立自活に必要な資金の融通を他から受けることが困難であると認められる一定の所得額以下の世帯（お住まいの市町村や世帯の人数により異なります。）

障害者世帯 とは・・・

身体障害者、知的障害者又は精神障害者の属する世帯
(身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方が属する世帯、現に障害者自立支援法によるサービスを利用している者等、これと同様と認められる者を含む)

高齢者世帯 とは・・・

65歳以上の高齢者が属する世帯

ご利用の条件

- (1) 県内に住居届がしてあり、原則として現在のところに6ヶ月以上住んでいなければなりません。
- (2) 連帯保証人を立てていただきます。ただし、連帯保証人を立てない場合でも利用できます。不動産担保型生活資金の連帯保証人については、推定相続人の中から1名立てていただくことになります。推定相続人がいない場合は、別途、ご相談ください。
なお、緊急小口資金及び要保護世帯向け不動産担保型生活資金の借入申込みについては、連帯保証人は不要です。
- (3) 貸付利子は、連帯保証人を立てる場合は、無利子ですが、連帯保証人を立てない場合は、年1、5パーセントがかかります。
ただし、教育支援資金及び緊急小口資金は無利子です。
また、不動産担保型生活資金及び要保護世帯向け不動産担保型生活資金は、年3%又は当該年度における4月1日時点の長期プライムレートのいずれか低い方を基準とします。
- (4) 本制度は他法他制度を優先としますので、同じ目的で他法他制度を利用されている方及びこれから利用される方は対象外になります。
※他法他制度
　　・日本学生支援機構
　　・母子福祉資金、寡婦福祉資金 等